

郡山市立学校全国音楽祭等参加支援事業費補助金交付要綱

平成18年 9 月 1 日制定

平成22年 4 月 1 日一部改正

平成23年 4 月 1 日一部改正

平成24年10月 1 日一部改正

平成24年12月 1 日一部改正

平成25年 9 月 2 日一部改正

平成25年11月 1 日一部改正

平成27年 6 月 1 日一部改正

平成28年 4 月 1 日一部改正

平成30年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 7 月 1 日一部改正

令和 7 年 8 月 1 日一部改正

[学校教育部学校教育推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の音楽の振興に向け、未来を担う市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の音楽活動に係る費用負担の軽減の支援をし、更なる音楽活動の活性化を推進するため、児童生徒が実演を伴う全国規模等の大会（以下「大会」という。）に参加する場合に行う当該児童生徒の音楽活動を支援する目的で組織されたその保護者等の団体（以下「団体」という。）に対する市立学校全国音楽祭等参加支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる大会)

第2条 補助の対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) NHK全国学校音楽コンクール全国コンクール
- (2) 一般社団法人全日本合唱連盟主催の全日本合唱コンクール全国大会
- (3) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本吹奏楽コンクール
- (4) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本小学校バンドフェスティバル
- (5) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本マーチングコンテスト
- (6) 日本学校合奏コンクール委員会主催の日本学校合奏コンクール全国大会グランドコンテスト
- (7) 日本学校合奏コンクール委員会主催のソロ&アンサンブルコンテスト全国大会
- (8) 福島県、福島県教育委員会及び声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会主催の声楽アンサンブルコンテスト全国大会
- (9) NHK全国学校音楽コンクール東北ブロックコンクール

2 前項の規定にかかわらず、国内外の政府又は地方公共団体等の公的機関からの招へいに基づき開催される全国規模の大会で、市立小学校、中学校及び義務教育学校が組織主体となり開設された部活動で、課外授業等として教職員が指導し、部全体として出場するものについては、

補助の対象とすることができる。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、団体が負担する大会の開催要項（以下「大会要項」という。）に定める参加資格を有する児童生徒の当該大会への参加に要する経費のうち、宿泊費、交通費及び参加経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、別表に定めるとおりとする。

3 補助額が50,000円に満たない場合は補助金を交付しない。

4 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 大会要項

(4) 補助額を確定する根拠となる請求書の写し、行程表及び参加者名簿

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金等交付決定額に影響を及ぼさず、又は補助金の減額が2割以内である予算の変更とする。

2 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体の代表者に通知しなければならない。

(額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第3条関係） 補助金の算定基準

補助金の額は次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- 1 宿泊費 福島県の区域外で開催される大会に係る宿泊費で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

- (1) 大会要項に特段に定めがない場合 1日当たりの宿泊額に宿泊日数を乗じて得た額とする。

ア 1日当たりの宿泊額は、スポーツ団体等標準宿泊料金要項（福島県旅館ホテル生活衛生同業組合）のCに定める額を上限とする。

イ 宿泊基準は、次のとおりとする。

（ア）前泊基準 大会当日、出場時刻（練習時間は2時間まで認める。）の都合により、郡山駅（貸切バスの場合は学校）からの出発時刻が概ね午前7時より前になる場合は前泊を認める。

（イ）後泊基準 大会当日、出場時刻（表彰式参加時刻まで認める。）の都合により、郡山駅（貸切バスの場合は学校）への到着時刻が概ね午後9時以降になる場合は後泊を認める。

ウ 宿泊施設利用料金が1泊朝食付き（夕食が付かない場合）の料金である場合は、スポーツ団体等標準宿泊料金要項欠食控除の取扱いに定めるCに定める額を夕食代として加算し、宿泊費の上限の範囲内で補助する。

- (2) 大会要項に宿泊の必要性の定めがある場合 大会要項に準じる額とする。

- 2 交通費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。この場合において、同一大会に複数校が出場するときは、交通方法を比較検討したうえで最も適切と判断した交通方法による額を補助する。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃 実費額とする。ただし、郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和40年郡山市条例第31号）による額を上限とする。

- (2) 車賃 貸切旅客自動車（以下「貸切バス」という。）を利用する場合（学校規模の関係から貸切バスを利用するよりも経済的である場合のタクシー利用を含む。）は、その現に要した費用の実費額とする。ただし、次に定める方法で算出した額を上限とする。

ア 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（東北運輸局公示）を基準として貸切バス代を積算し、上限額を次のとおり定め、その範囲内で補助する。貸切バス代は、キロ制運賃と時間制運賃を合算した額に消費税率を乗じた額とする。

	定員	キロ制運賃（上限）	時間制運賃（上限）
大型バス	45	230	8,830
中型バス	27	200	7,450
小型バス	24	170	6,410

（ア）キロ制運賃

走行距離（以下の $a+b+c+d$ とし、10キロメートル未満は10キロメートルに切り上げる。）に1キロメートル当たりの運賃額（上限額）を乗じた額とする。

- a 回送距離について、営業所（出庫）から学校（配車地）まで、学校（到着地）から営業所（帰庫）までをそれぞれ10キロメートルとする。
- b 学校から学校最寄のICまでを10キロメートルとする。
- c 高速道路は、乗車口（学校最寄のIC）から降車口（会場最寄のIC）までの距離とする。
- d 会場最寄のICから当日の最終目的地（大会会場又は宿泊施設）までの移動距離（練習会場の移動を含む。）を20キロメートルとする。なお、郡山市内で大会実施の場合は、学校から大会会場までの移動距離を20キロメートルとする。
- e 旅行先で貸切バスを利用する場合は、a及びdを準用する。

(イ) 時間制運賃

運賃計算時間（以下の a+b+c とし、30分未満切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。）に1時間当たりの運賃額（上限額）を乗じた額とする。

- a 点呼点検時間を1日当たり2時間とする。
- b 走行時間は、一般道の走行距離に対し時速30キロメートル、高速道路の走行距離に対し時速80キロメートルで積算する。
- c 練習時間を2時間、大会参加時間を5時間とする。

イ バスの車種（大型、中型又は小型の別）は、参加資格を有する児童生徒、引率者の数等により決定する。

ウ 高速料金は、実費額を補助する。ただし、乗車するICから会場最寄の降車するICまでを補助の対象とする。

エ 駐車料金は実費の補助とする。

オ 鉄道、船及び航空機と貸切バスを併用する場合の貸切バスの車賃は、最も適切と判断できる実費額を補助する。

3 参加経費 練習会場費、出演者入場料及び楽器運搬料とする。

(1) 練習会場費は、大会1日当たり60,000円を上限として補助する。

(2) 出演者入場料は、参加料、出演料、会場入場料等大会参加のために要する経費とし、参加する児童生徒の人数分を補助する。

(3) 楽器運搬料は、楽器運搬費用、高速料金、駐車場料金等の楽器運搬に必要な経費の実費を補助する。